

## 謝金規程

### 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）の事業推進に必要となる役務等を提供した者に対して支給する謝金に関し必要な事項について定める。

### 第2条（謝金支給対象）

- 1 本規程の定めにより謝金支給の対象となる役務は、以下の各号に掲げるとおりとする。
  - （1）会議等への出席 当協会を代表して上位団体等が主催する会議等へ出席すること
  - （2）事業の補助 当協会が主催する事業に補助者として従事すること
  - （3）講師 当協会が主催する講習会、研修会、講演会等の講師を務めること
  - （4）ドーピング検査立会い 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める基準に則りドーピング検査の立会人を務めること
  - （5）デザイン考案 当協会が主催する事業に関する制作物のデザインを考案すること
  - （6）当協会が認定する資格が必要となる役務
  - （7）その他会長が謝金を支給する必要があると認めた役務
- 2 前項に定める役務の提供者が当協会の役員である場合、提供された役務が役員としての職務に該当しないと理事会が決議したものに限り、謝金支給の対象となる。

### 第3条（金額）

- 1 謝金の支給額は、当該事業年度の予算額の範囲内で決定するものとする。
- 2 前条第1項第1号から第5号に定める役務を提供した者に支給する謝金の額は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 前条第1項第6号に定める対象者に支給する謝金の額は、各資格に関する規程により定めるものとする。
- 4 前条第1項第7号に定める対象者に支給する謝金の額は、理事会の決議により、その都度会長が定める。

### 第4条（源泉徴収）

当協会は、法令の定めに基づき源泉徴収を行った後、対象者に謝金を支給する。

### 第5条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、理事会が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（平成28年3月19日）

- 1 本規程は、平成28年3月19日より施行する。
- 2 一般社団法人日本フライングディスク協会旅費及び謝金の支給規程（平成26年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 本規程の施行後であっても、役員及び監督、コーチに対する謝金については、当該事業年度の予算措置が可能となるまでの間、支給しないものとする。

附則（平成30年3月24日）

本規程は、平成30年3月24日より施行する。

附則（2021年10月25日）

本規程は、2021年9月1日より施行する。

附則（2023年4月13日）

本規程は、2023年4月13日より施行する。

別表

対象となる役務	謝金の支給上限額	備考
会議等への出席	10,000円（会議1回につき）	会議の主催者から別途謝金が生じ支給される場合は除く。
事業の補助	15,000円（1日につき）	左記の金額は上限額とし、実際の支給額については、役務の内容や所要時間等を踏まえ、事業ごとに事業本部長が別に定める。
講師	10,000円（講習会等1回につき）	講習会等が複数日に跨る場合は1日ごとに支給する。
ドーピング検査立会い	10,000円（検査1回につき）	
デザイン考案	30,000円（採用案1つにつき）	